

京都市伏見区久我御旅町南部住宅地区建築協定

協定区域	京都市伏見区久我御旅町の一部及び 同区久我東町の一部	運営委員会連絡先	電話 075 - -
------	-------------------------------	----------	------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 建築物の敷地、位置及び形態に関する制限

第6条 協定区域内の建築物は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 敷地の平均地盤面の高さは、前面道路の路面の中心から60cm以下であること。
- (2) 敷地の分割はできないものとする。
- (3) 建築物の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面から北側の敷地境界線までの距離は、2階以下の部分については1m以上、3階部分については2m以上とすること。
- (4) 地上階数は3以下とし、かつ最高の高さは地盤面から10m以下とすること。

■ 建築物の用途に関する制限

第7条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て住宅で次のアからエまでに掲げる用途を兼ねるもの
 - ア. 日用品を販売する小売店舗
 - イ. 診療所
 - ウ. 理髪店又は美容院
 - エ. その他第9条に定める委員会が良好な住環境を損なわないと認めた用途



京都市中京区姉小路界限地区建築協定

建築協定区域 中京区大文字町、丸屋町、姉大東町、菊屋町、中白山町、下白山町、松下町、福長町、柳八幡町、油屋町、木之下町、丸木材木町、大阪材木町の各一部	運営委員会連絡先 電話 075 - -
---	-----------------------------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■建築物の用途に関する基準

第6条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

- (1) キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホールその他これらに類するもの
- (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの
- (3) マージャン屋、パチンコ店、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの
- (4) カラオケボックスその他これらに類するもの
- (5) 日用品を販売する店舗（当該店舗の営業時間が午前7時から午後10時までのものは除く）
- (6) 共同住宅（すべての住戸の専用面積が45平方メートル以上のもの及び当該建築物の所有者の住宅が付属するものは除く。）
- (7) その他第8条に定める委員会が第1条の目的に反するものと認めるもの

■建築物の形態等に関する基準

第7条 協定区域内の建築物の形態等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の地上階数は、5以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を含む。）は地盤面から18メートルを超えないものとする。
- (3) 1層2段以上の自動車車庫及び機械式駐車場については、隣地への騒音等を防止するため、周囲を壁及び屋根で囲まなければならない。

